

○ 平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第一号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案							
次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 一〇十（略）							
別表		単位指定区域		電気通信事業者			
（略）	香川県	和歌山県	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	株式会社 S T N e t	株式会社ケイ・オプティコム	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）
（略）	香川県	徳島県	和歌山県	（略）	（略）	（新設）	（新設）
（略）	株式会社 S T N e t	株式会社 S T N e t	株式会社ケイ・オプティコム	（略）	（略）	（略）	（略）